

77	建設局	無電柱化の推進																				
事業概要	<p>無電柱化は、都市防災機能の強化、安全で快適な歩行空間の確保、良好な都市景観の創出を図ることを目的とした事業である。</p> <p>既設の都道における無電柱化とともに、都道の新設・拡幅にあわせて無電柱化を進めている。</p> <p>また、区市町村道の無電柱化事業に対する補助制度を拡充し、都道と連携して区市町村の無電柱化を進めている。</p>																					
これまでの経過	<ul style="list-style-type: none"> 無電柱化は、昭和61年度から事業を進めており、事業の実施にあたっては、都が直接実施するほかに、一部事業を(公財)東京都道路整備保全公社に委託するとともに、電線管理者の既存管路等を活用した委託も進めている。 平成29年9月1日に無電柱化の推進に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に推進することを目的とした「東京都無電柱化推進条例」が、都道府県で初めて施行された。 あわせて、都が管理する都道及び指定区間外国道を対象とし、道路法第37条第1項の規定により電柱の新設を禁止した。 区市町村道の無電柱化事業促進のため、平成20年度に区市町村補助制度を創設し工事費等の財政支援を行っている。また、平成29年度から新たに「無電柱化チャレンジ支援事業制度」を創設し、無電柱化推進計画の策定や、低コスト手法の導入に取り組み区市町村に対して、財政支援を拡充した。 <p>○都道における無電柱化の整備状況 (平成28年度末現在)</p> <table border="1" data-bbox="395 1010 1326 1205"> <thead> <tr> <th></th> <th>整備対象延長(km)</th> <th>整備済延長(km)</th> <th>整備率(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区部</td> <td>1,288</td> <td>730</td> <td>57</td> </tr> <tr> <td>うちセンター・コア・エリア</td> <td>536</td> <td>506</td> <td>94</td> </tr> <tr> <td>多摩</td> <td>1,040</td> <td>183</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>全体</td> <td>2,328</td> <td>913</td> <td>39</td> </tr> </tbody> </table>			整備対象延長(km)	整備済延長(km)	整備率(%)	区部	1,288	730	57	うちセンター・コア・エリア	536	506	94	多摩	1,040	183	18	全体	2,328	913	39
	整備対象延長(km)	整備済延長(km)	整備率(%)																			
区部	1,288	730	57																			
うちセンター・コア・エリア	536	506	94																			
多摩	1,040	183	18																			
全体	2,328	913	39																			
現在の進行状況	<p>センター・コア・エリア内の都市計画幅員で完成している都道の無電柱化の完了を目指すとともに、震災対策上、重要な位置付けにある第一次緊急輸送道路及び主要駅周辺などの幹線道路において整備を進めている。</p> <p>○平成29年度事業 環状七号線や目白通りなど 約49km 区市町村補助 18区10市</p>																					
今後の見通し	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年12月に策定した「東京都無電柱化推進計画」に基づき、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会までにセンター・コア・エリア内の都市計画幅員で完成した都道の無電柱化を完了させるとともに、周辺区部や多摩地域において、都市防災機能の強化に寄与する緊急輸送道路等の路線を重点的に整備していく。 都の区域における無電柱化の推進に関する施策の総合的、計画的かつ迅速な推進を図るため、条例に基づく新たな無電柱化計画を今年度内に策定する。 都道や道幅の狭い道路における無電柱化のコスト削減に向けて、東京電力やNTT等との検討会において、電線共同溝のさらなるコンパクト化や管路等に使用する材料の低コスト化などについて検討していく。 無電柱化の意義をPRするための動画等を用い、電子媒体を活用し発信していくとともに、啓発イベントを開催する。さらに、無電柱化の事業箇所においても、工事の手順や事業完了後の街並みを示したPR看板を設置するなど、事業の必要性や効果を広く都民へ訴えていく。 																					
問い合わせ先	建設局 道路管理部 安全施設課	電話 03-5320-5305																				